一般社団法人日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会　会費規則

本会は、定款第７ 条の規定にもとづき、会員の会費規定を次のとおり定める。

第１条　会員の会費は、次のとおりとする。

（１） 正会員　年額 12,000 円

（２） 代議員　年額 15,000 円

（３） 賛助会員　年額 50,000 円

（４） 名誉会員、国際名誉会員は、会費を納めることを要しない。

（５） 施設会員　年額 10,000 円

第２条　会費の納入は、年１ 回とし、毎年度 12 月末日までに納付しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、新規入会者は入会時に会費を納入するものとする。

第３条　この規則を改正する場合には、理事会及び代議員総会の議決を得なければならない。

附　則

・　本規定は、一般社団法人日本泌尿器内視鏡学会定款の施行の日から施行し、平成 27 年度会費から適用する。

・　本規定は令和 3 年 11 月 11 日に改定発効する。

・　本規定は令和 8 年 9 月 1 日に改定発効する。